

## 川崎市立図書館雑誌カバー広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、川崎市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、民間企業等が川崎市立図書館（以下「図書館」という。）において所蔵する雑誌のカバーに広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の概要)

第2条 広告は、図書館において所蔵する雑誌のうち、最新刊の雑誌に付する外付け型の閲覧用カバー（以下「雑誌カバー」という。）に広告を掲載することにより行う。

2 広告を掲載する者（以下「広告主」という。）は、この要領の規定による広告掲載に係る手続を行った後、月当たりの広告掲載単価に当該年度末までの月数を掛けた額に相当する額を市に納付しなければならない。

3 図書館は、雑誌カバーの表表紙と裏表紙に広告主から提供を受けた広告を添付し、当該雑誌を配架するものとする。

### (広告の掲載範囲)

第3条 雑誌カバーに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザインは、要綱及び川崎市広告掲載基準の規定を準用するものとする。

2 川崎市立図書館資料収集要綱第7条に定める、図書館では収集しない出版物等の広告は掲載できないものとする。

### (掲載雑誌)

第4条 広告を掲載することができる雑誌の種類は、図書館長が別に定める。

2 広告を掲載した雑誌カバーを付した雑誌は、新刊雑誌の書架に配架するものとし、位置については図書館長が別に定める。

### (広告の規格)

第5条 雑誌カバーの表表紙の広告は、次に掲げる規格によるものとする。

(1) 寸法 縦4センチメートル、横13センチメートル以内

(2) 表示位置 原則として雑誌カバーの底辺より6センチメートル以上上部の中央部分であり、かつ、雑誌のタイトル等と重ならない位置

2 雑誌カバーの裏表紙の面に掲載する広告は、片面印刷とし、雑誌の裏表紙の大きさを超えないものとする。

### (掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、掲載開始希望日の属する月から当該雑誌を受け入れた年度の3月の末日までの間とする。

### (広告掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、図書館ホームページ、市政だより等により行うものとする。

2 市長は、広告主の募集を行うに当たり、広告主となり得る者に対し、広告募集の案内

をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、川崎市立図書館雑誌カバー広告掲載申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による広告掲載の申込みは、随時行うことができる。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、広告掲載の可否を決定し、その結果を川崎市立図書館雑誌カバー広告掲載決定通知書（第2号様式）又は川崎市立図書館雑誌カバー広告掲不掲載決定通知書（第3号様式）により申込者に通知するものとする。

2 前項の規定による広告の掲載の決定に当たって審査が必要な場合は、広告掲載審査委員会において行う。

3 市長は、広告の掲載を希望する雑誌が重複した場合にあっては、先着順とする。

4 市長は、前項の規定による選定を行ってもなお広告主を決定することができない場合にあっては、抽選により決定するものとする。

(広告掲載に当たっての承諾)

第10条 前条第1項の規定により広告掲載の決定を受けた広告主は、川崎市立図書館雑誌カバー広告掲載承諾書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(広告原稿の提出)

第11条 広告主は、掲載しようとする広告を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(広告の内容等の変更)

第12条 市長は、広告の内容、デザイン等がこの要領等に抵触していると判断したとき、または各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告の掲載の取り消し)

第13条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

(4) 広告主、広告の内容等が、この要領等に抵触していると判断したとき、または各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるときで、前条の規定によっても解消できないとき。

(5) その他、図書館雑誌カバーへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載料)

第14条 広告掲載料は、広告を掲載する期間の月数に各館1誌あたり1,000円（消費税込）を掛けた額とし、一括して前納しなければならない。

2 広告掲載料は、原則として返還しない。ただし、第15条の規定による雑誌の使用の中止、その他広告の掲載を決定した後に広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載することができなくなった場合にあつては、相互協議の上、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還、若しくは他の雑誌カバーに広告を振り替えるものとする。

3 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載決定期間の残りの月数に応じて返還する。ただし月の途中で掲載することができなくなった場合の当該月については、日数による日割りとし、円未満は切り捨てた広告掲載料を返還するものとする。

4 第2項ただし書の規定により広告掲載料の返還が生じた場合においても、返還金に対する利息は付さないものとする。

（使用の中止）

第15条 図書館長は、広告が掲載されている雑誌を使用することが不適切と認めるときは、その雑誌の使用を中止することができる。

（広告掲載の取下げ）

第16条 広告主は、自己の都合により広告内容を変更するとき、広告掲載を一時的に停止し又は中止するときは、あらかじめ川崎市立図書館雑誌カバー広告掲載中止・掲載内容変更届（第5号様式）により市長に申し出なければならない。ただし、広告内容の変更は契約期間内に1回までとする。

2 前項の規定に基づき広告の掲載を一時的に停止した場合における掲載期間は、延長しない。

（免責事項）

第17条 広告主は、蔵書点検、災害その他の理由により図書館が臨時に閉館となる場合があることをあらかじめ承諾するとともに、当該閉館による閲覧の停止に伴う広告掲載料の返還、損害賠償の支払いその他費用の請求を市に対して行わないものとする。

（その他）

第18条 この要領に定めるもののほか、広告の規格に係る細目その他必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成 26年 8月 6日から施行する。